

会則案（日本語概訳）

§ 1. 名称

会の名称は「ストックホルム日本人会」とする。

§ 2. 組織

会は政党政治的にも、宗教的にも拘束されない組織で、その事務局はストックホルムに置かる。会は非営利団体である。会の登録番号は、802010-2938である。

§ 3. 目的

会の目的は、以下の通りである。

- ・ 会員の非営利で文化的な活動を支援すること。
- ・ 会員の興味やそれぞれの活動についての知識を深め、会員同士の相互理解を促進させること。
- ・ 國際的な交流と理解を深めること。
- ・ コミューンや國の非営利文化団体や、個人の協力と支援を求めていくこと。

§ 4. 会員

会の規則に賛同し従うものは、誰でも会員になることができる。

§ 5. 会費

会費は、会の年次総会で決定された金額を、これも総会で決められた期間内に、納めることとする。1会費は1票の投票権と、メールアドレス1件に相当する。

§ 6. 入会と退会

入会と退会の申し込みは、役員会に提出する。会員の個人情報は、入会時および情報の変更があった時に届け出る。

§ 7. 強制退会

会の利益に反する行為をしたり、会の評判を傷つけるようなことをした会員は、役員会から、退会を強制されることがある。会則に決められた会費を、総会までに支払わなかつた会員は、役員会が支払い延期を認めた場合を除き、退会したものとみなされる。

§ 8. 機関

会を構成する機関は、以下の通りである。

1. 年次総会及び臨時総会（会の最高決定機関）
2. 役員会
3. 会計監査
4. 選挙準備委員会

§ 9. 役員会

- (a) 会の活動は、役員会が中心となって行われる。

役員会は、年次総会で選ばれた7人の常任役員と、2人の補佐役員により構成される。会長、書記、会計は常任役員である。会長、書記、会計以外の常任役員の職務は、役員会が決定する。

- (b) 役員会は、会長の招集を受けて開催される。役員会が決議をするにあたっては、役員のうち少なくとも4人が出席していること、また会長、書記、会計のいずれか1人は必ず出席していることが求められる。

- (c) 役員会の常任役員の任期は2年、補佐役員の任期は1年とする。

- (d) 役員会の会長、書記及び会計の任期は、2年とする。